



市民公開講座 広域医療体制充実のために

日時 2月8日(土)午後1時30分～4時

場所 防災センター(鴻之台1)

▼第1部 講演会 講師/テーマ

奥地 一夫さん(奈良県立医科大学救急医学教授 兼 高度救命救急センター長)
「広域救急医療の現状と課題」

座長 中瀬 裕之さん(奈良県立医科大学 脳神経外科教授)

▼第2部

パネルディスカッション
テーマ

「広域救急医療について」

パネリスト

奥地 一夫さん(奈良県立医科大学)

矢倉 政則さん(名賀医師会 会長)

亀井 利克(名張市長)

伊藤 宏雄(名張市立病院 院長)

井田 裕己(名張市立病院 副院長)

座長 本山 靖さん(奈良県立医科大学 脳神経外科講師) ◎参加無料。申込不要



☎ 地域医療室 ☎ 63-3913



後期高齢者医療制度 医療費 通知を3月下旬に送付します

三重県後期高齢者医療制度の加入者に、平成25年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を、3月下旬に送付します。

これは、実際にかかった医療費をお知らせし、健康の大切さを改めて確認していただくことを目的としています。

※通知が不要の人は、1月末までに問い合わせ先へ

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎ 059-221-6884



後期高齢者医療制度 はり・きゅうなどの施術申請

施術を受けた人が施術費用の一部を請求するには、療養費支給申請書が必要です。傷病名・日数・金額などを確認した上で、委任欄に署名・押印をしてください。

※柔道整復の施術は署名のみ

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎ 059-221-6884



国津の杜の行事

☎ はぐくみ工房あららぎ ☎ 62-6920

体操教室 ストレッチ体操で血行を良くし、日々の疲れを癒しましょう

日時 2月1日(土)午前10時～11時30分

講師 辻 明子さん

参加費 300円 定員 16人

持ち物 敷きマット、屋内用靴、タオル

申込 1月14日(火)から24日(金)までに、電話で問い合わせ先へ

※先着順。参加者が少ない場合は中止



高額医療・高額介護合算療養費制度 をご存知ですか？



医療と介護 両方のサービスを
利用している世帯の負担を
軽減します。 **要申請**

☎ 国民健康保険の加入者…保険年金室 国民健康保険担当 ☎ 63-7445
後期高齢者医療制度の加入者…保険年金室 医療助成担当 ☎ 63-7105
その他の保険の加入者…ご加入の健康保険担当へ



対象 同じ世帯で医療と介護の両方のサービスを受けている人

- ①毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で医療(注)と介護の両方の自己負担がある世帯
 - ②医療と介護の自己負担額を足した金額と自己負担限度額との差額が501円以上の世帯(下記参照)
- (注)70歳未満の人の医療の自己負担額は、医療機関ごとに1ヵ月で21,000円以上の自己負担額のみが対象となります。

自己負担限度額

下表の金額が、医療と介護の負担を足した自己負担(平成24年8月～平成25年7月に負担した分)の限度額となります。

自己負担限度額	後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険または国保 +介護保険	
		70～74歳	70歳未満
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得	Ⅱ	31万円	31万円
	Ⅰ	19万円※注	19万円※注

※注…低所得Ⅰの所得区分に相当する世帯で、複数の人が介護サービスを利用する場合には、自己負担限度額は31万円となります。

- ◎現役並み所得者…被保険者証(高齢受給者証)の負担割合が「3割」の人
- ◎低所得Ⅱ…住民税非課税世帯の人
- ◎低所得Ⅰ…住民税非課税世帯のうち世帯員全員の所得が一定基準(年金収入80万円以下など)の人
- ◎一般は、上記以外の人

支給額 自己負担限度額を超えた金額を支給します。

ただし、超えた額が500円以下の場合には支給されません。また、医療保険と介護保険で、どちらかの負担額が0円の場合は、支給はありません。

申請 申請は、昨年の7月31日時点に加入していた医療保険者へ。 国保と後期高齢者医療に加入していた人で、対象となる人には通知します。

※通知が届いてから申請してください。1月下旬に通知予定です。

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、申請があつてはじめて、自己負担限度額を超える金額が支給されます。忘れずに申請してください。申請先は、平成25年7月31日(基準日)に加入していた医療保険者となります。

- ①基準日に後期高齢者医療の被保険者 市役所1階保険年金室医療助成担当(3番D窓口)へ
- ②基準日に国民健康保険の被保険者 市役所1階保険年金室国民健康保険担当(3番C窓口)へ
- ③基準日に被用者保険(会社の健康保険・共済組合・協会健保など)の被保険者 ご加入の健康保険担当へ。申請には、市役所1階高齢・障害支援室(5番B窓口)で介護保険自己負担額証明書の交付を受けていただく必要があります。詳しくは、各健康保険組合へお問い合わせください。

※基準となる日に、死亡、生活保護受給、海外転居していた場合は、その喪失日にご加入していた健康保険に申請いただくことになります。

申請に必要なもの ▼印鑑 ▼口座番号が分かるもの
▼健康保険証 ※対象期間中(平成24年8月から平成25年7月)に他市区町村の医療・介護保険や被用者保険に加入していた人は、その保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けて申請をしてください。

次の場合は、通知が届かない場合がありますので、ご注意ください。(国保と後期高齢者医療の加入者には、申請について通知します)

次の人は、自己負担限度額一覧表を参考にして、支給の対象となるかどうかご確認ください。

- ☆対象期間(平成24年8月から平成25年7月)に…
- ・市区町村を越える転居をし、加入する保険が変わった人
- ・他の医療保険(制度)から移られた人
- ・医療、介護それぞれで複数の加入保険がある人
- ☆後期高齢者医療制度に加入されている施設入所者で、住所地と介護保険の市町が違う人(介護保険住所地特例者)